

# 上尾市いじめ重大事態対応マニュアル

上尾市教育委員会  
令和5年8月策定  
令和7年1月改訂

# 【目 次】

はじめに	1
1 いじめの重大事態とは	2
2 いじめの重大事態に対する平時からの備え	3
3 学校の基本姿勢	3
4 いじめの重大事態の判断について	4
5 重大事態発生時の対応	6
6 調査組織の設置	6
7 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	7
8 重大事態調査の進め方	9
9 調査結果の説明・公表	10
10 重大事態調査の対応における個人情報保護	12
11 調査結果を踏まえた対応	12
12 地方公共団体の長等による再調査	13
13 関係機関との連携について	14
14 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について	15
15 いじめの重大事態対応フロー図	16

はじめに

上尾市では、「いじめは決して許されないことであり、また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものである」との認識に立ち、「いじめの根絶」及び「いじめの早期発見」に取り組んできました。

平成25年9月には、いじめ防止対策推進法（以下、法）が施行され、「いじめは行ってはいけない」と正式に法律に謳われることとなり、平成29年3月には、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインがそれぞれ施行されました。

上尾市では、平成30年2月に、上尾市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上尾市いじめ防止基本方針（以下、基本方針）を定めました。この方針では、いじめ防止対策等の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、上尾市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載するとともに、また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みについて具体的に定めました。

令和4年度には、市内のいじめ重大事態について、調査の主体を学校から市教育委員会に移行し、市教育委員会のいじめ問題調査委員会によるいじめ重大事態の調査等も行われました。

また、令和5年4月、文部科学省は、こども家庭庁とともに、学校又は教育委員会が行ういじめ重大事態調査について、必要に応じて助言等を行うこととし、学校及び教育委員会は、文部科学省に、いじめ重大事態の発生及び調査開始に係る報告や、調査報告書の提出を要するようになりました。

しかしながら、全国的に、いじめ重大事態の発生件数は増加傾向にあり、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生していることから、文部科学省は、令和6年8月に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を改訂しました。ガイドラインでは、重大事態調査を行う調査主体が法や基本方針の趣旨を踏まえ、円滑かつ適切に調査を行えるよう、基本的な進め方や留意事項等をまとめています。また、平成28年3月に示されていた「不登校重大事態に係る調査の指針」を廃止して、国のガイドラインを一本化しました。

これらのことを受け、上尾市でも、令和7年1月に「いじめ重大事態対応マニュアル」を改訂することといたしました。調査主体においては、本マニュアルに沿って調査に当たっていただきたいと思いますが、重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではありません。

また、重大事態調査は、学校が、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への適切な対処及び支援を行うとともに、再発防止策を講ずることを目的とした調査であり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではありません。

以上のことに留意の上、上尾市内小・中学校、上尾市教育委員会及び上尾市いじめ問題調査委員会が、いじめ重大事態に適切に対応できるよう、本マニュアルを活用ください。

## 1 いじめの重大事態とは

「重大事態」は、法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義されています。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)(以下、「生命・心身財産重大事態」という。)
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)(以下、「不登校重大事態」という。)
- ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

法第28条第1項は、いじめに関する一定の事態を「重大事態」と定め、重大事態への対処と当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止するためにすべきことを規定しています。なお、各号における「～と認めるとき。」の主体は、学校又は教育委員会となります。また、「疑い」とは、「いじめの存在」か「いじめとの因果関係」について、疑いがあれば重大事態となります。

改めて、いじめの定義と定義の4つのポイントについて示します。

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条第1項)

### 【いじめの定義の4つのポイント】

- 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- Bが心身の苦痛を感じていること

そして、いじめの対応は、大きく以下の2つがポイントとなります。

- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力すること。
- 学級担任等が抱え込まず、組織で迅速かつ的確に対応すること。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであるため、次章に示す平時からの備えを充実させ、重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応にあたる必要があります。

## 2 いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要です。

また、学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明することも必要です。

さらに、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中心として、定例の学校いじめ対策組織を実施するとともに、重大な被害等の「疑い」が生じた際には、早期にケース会議を開き、調査の実施に向けた取組を開始します。

なお、重大事態調査を行う際には、正確な記録が必要であるため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことが大切です。

教育委員会においては、重大事態を含むいじめ事案について、学校が適切な対応をとることができるよう支援します。

## 3 学校の基本姿勢

- 重大事態調査を行うに当たっては、学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。
- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

### (1) 調査を行うに当たっての基本姿勢

学校は、対象児童生徒やその保護者の切実な思いを理解し、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが求められます。

そのためには、学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む必要があります。たとえ、自らの対応に不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが重要です。

## (2) 重大事態調査中における学校の対応

対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組まなければなりません。

学校は、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める際は、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談・通報し、適切に情報共有を行い、援助を求めることが重要です。

学校は、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながることから、警察に相談・通報するとともに、教育委員会にも共有を図ります。

## (3) 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければなりません。

対象児童生徒・保護者が希望する場合、学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要があります。

## 4 いじめの重大事態の判断について

- いじめの重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査の実施に向けた取組を開始する。
- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」や「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。
- 被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性が高いことから、学校が調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに注意する。

### (1) 「生命・心身・財産重大事態」に係る判断について

「生命・心身・財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、教育委員会に相談をするなどして、丁寧に判断する必要があります。心身に重大な被害が生じたことについては、いじめを認知し、対応を行った後も、

当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなどして、丁寧な対応を図ることが必要です。例えば、被害児童生徒がいじめの事案で転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたと解釈できるため、「生命・心身・財産重大事態」として適切に対応することが求められます。また、高額な金品に係るいじめがあった場合も「生命・心身・財産重大事態」として扱い、対応することが求められます。

## (2) 「不登校重大事態」に係る判断について

欠席の相当期間は、年間30日が目安となりますが、一定期間連続して欠席している「不登校重大事態」に該当するかどうかの判断は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談をし、情報共有を図るとともに、「生命・心身・財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、教育委員会に相談をし、丁寧に判断する必要があります。

また、欠席の日数が30日になった時点で、「不登校重大事態」であると判断し、対応を開始するとなると、対応が遅れることが考えられます。欠席日数が30日に達していなくても、今後欠席日数が30日に達すると予想される場合は、その段階で、「不登校重大事態」として扱うことも考えられます。

## (3) 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

学校は、ICT端末の活用や「学校の生活アンケート」（児童生徒対象）や「子供のサイン発見アンケート」（保護者対象）の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えます。

そのような中で、児童生徒や保護者からいじめの申立てがあった場合には、学校いじめ対策組織において、必要な聴取やアンケート調査を行い、いじめの有無を確認します。その際、児童生徒本人がいじめを申立てることは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒が話をしやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾けます。

児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあったとき（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

たとえ、いじめが発生した「疑い」があるという段階でも、いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要があります。

また、保護者からの重大事態の申立てについては、重大事態を把握する端緒として重要であることから、保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てます。

## 5 重大事態発生時の対応

- 学校は、速やかに教育委員会に第一報を入れる。
- 教育委員会は、重大事態が発生した際は、速やかに市長まで重大事態が発生した旨を報告する。
- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡調整に当たり、情報が途切れないようにする。

### (1) 重大事態の発生報告

重大事態が発生した際、学校は、教育委員会を通して市長まで、重大事態が発生した旨を報告します。また、教育委員会会議においてもその旨を説明します。なお、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」は、市長の判断により総合教育会議を開催します。

### (2) 重大事態発生時の初動対応

重大事態調査を滞りなく始めるためには、教育委員会及び学校の速やかな情報共有及び連携した対応が必要です。教育委員会は、重大事態の報告を受けた場合や重大事態に当たると判断した場合には、市長への報告など必要な手続きを進めます。

なお、教育委員会及び学校が重大事態の発生を公表する前に、報道等で当該事態が報じられた場合には、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応との担当者（校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行うことが重要です。

## 6 調査組織の設置

- 上尾市においては、調査の主体は、原則、学校とするが、個別の重大事態の状況に応じて、第三者委員会方式（上尾市いじめ問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で調査を行う。その判断は、教育委員会が行う。
- 学校主体の調査であっても、事案の状況により教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員が調査を行うこともある。
- 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態は、上尾市いじめ問題調査委員会が調査を行う。

### (1) 調査主体の決定

法律上、重大事態調査は、教育委員会又は学校が行うものとされております。上尾市では、原則、学校主体の調査組織が調査を実施しますが、個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者主体の調査組織が調査を実施します。学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は、教育委員会が行います。



## (2) 調査組織の種類

実際に調査を行う組織については、以下のとおりとします。なお、いずれの組織においても、公平性・中立性を確保することが大切です。

### ア 学校主体の調査組織

学校における調査組織は、各校で定められている、「いじめの防止基本方針」に定められている組織（いじめ問題対策支援チームなど、各校で呼称が定められている組織）が行います。必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画する組織とします。

※事案の状況や対象児童生徒の状況を踏まえ、教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員が調査組織に加わるなど、柔軟に対応します。

### イ 学校の設置者主体の調査組織

学校の設置者主体の調査は、第三者委員会方式（上尾市いじめ問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で行います。上尾市いじめ問題調査委員には、弁護士、精神科医、心理・福祉の専門家等、学識経験者、その他教育委員会が推薦する者と定められています。教育委員会等方式では、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画します。

## 7 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項（6項目）と、調査組織の構成や調査委員等、調査を行う体制が整った段階で説明する事項（7項目）があり、2段階に分けて行う。
- 調査を行う体制が整った段階で説明する事項について、関係児童生徒・保護者への説明も行う。

### (1) 事前説明等を行うに当たっての準備

重大事態調査を行う前には、対象児童生徒・保護者に説明し、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ります。

説明に当たっては、複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決めておくようにします。説明の際、必要に応じて同意を得た上で録音することや記録を作成することも考えられます。児童生徒も同席する場合は、児童生徒の状況に配慮し、落ち着いた環境の中で説明を行えるよう説明の場や人選等に配慮します。

また、各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によって、臨機応変に対応することも、予め説明します。

重大事態発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、不適切な対応により対象児童生徒や保護者を傷つけたことが明らかである場合は、詳細な調査結果を待たずして、

速やかに対象児童生徒・保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪を行います。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請が必要な際は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めます。

## (2) 対象児童生徒・保護者に対する事前説明

対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど、説明内容を「見える化」することが望ましいです。事前説明は、以下のとおり2段階で実施します。

### 第1段階 【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

※別添チェックリスト参照

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

### 第2段階 【体制が整った段階で説明する事項】

※別添チェックリスト参照

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

なお、これらの説明において、対象児童生徒・保護者が、詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければなりません。

その際、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を、関係児童・保護者を含めた外部に対して明らかにしないまま行うことも可能です。その場合は、対象児童生徒・保護者の意向を確認し、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどの調査方法の工夫を行います。このように、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して、丁寧に説明す

る必要があります

### (3) 関係児童生徒・保護者に対する事前説明等

関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要です。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者の協力が重要となります。

基本的には、(2)で示した対象児童生徒・保護者に対する説明のうち、【体制が整った段階で説明する事項】について、関係児童生徒・保護者に説明を行います。特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行い、また関係児童生徒・保護者にも説明を行うことから、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明することが必要です。

## 8 重大事態調査の進め方

- 学校は、調査開始日を教育委員会へ報告する。
- 重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査機関の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。
- アンケート調査や聴き取りを行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。
- 対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行うことが重要である。
- 調査報告書の作成における標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげられるようにする。

### (1) 調査の進め方についての事前検討

※別添チェックリスト参照

#### 〈事前に確認・検討すべき事項〉

- ・ 調査の目的・趣旨
- ・ 調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・ 調査方法やスケジュール
- ・ 調査に当たっての体制
- ・ 調査結果の公表の有無、在り方

### (2) 調査の実施

※別添チェックリスト参照

調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定しますが、以下のような流れが想定されます。

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

- ・学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・過去のアンケート、面談記録

②対象児童生徒・保護者からの聴き取り

③聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・必要に応じて、学校以外の関係機関への聴き取り

④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

⑥報告書の作成、取りまとめ

(3) 関係資料の保存について

調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存することとします。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても、同様とします。

但し、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

## 9 調査結果の説明・公表

○調査が終了したら、対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に説明する調査報告書を、事前に教育委員会に提出する。

○精査した調査報告書に基づいて、対象児童生徒・保護者へ説明を行い、「保護者面談記録」を作成するとともに、「所見書」を提出することが可能であることを説明する。

○いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行う。

○教育委員会は、市長へ調査結果を説明する。対象児童生徒・保護者から「所見書」が提出されれば、併せてその内容も説明する。

○調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、対象児童生徒・保護者の意向に基づいて判断する。

### (1) 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

学校は、調査が終了したら、調査結果を対象児童生徒・保護者に説明する前に、調査報告書を教育委員会に提出します。その後、学校は、精査した調査報告書に基づい

て、対象児童生徒・保護者に対して、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行い、また、その際の対象児童生徒・保護者の意向も踏まえて「保護者面談記録」を作成します。

調査結果の説明方法は、基本的には調査報告書本体を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられます。なお、その際は、個人情報適切に管理することについて対象児童生徒・保護者と確認します。ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要です。

また、学校は、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を市長に報告する際に対象児童生徒・保護者からの「所見書」を合わせて提出することが可能であることを説明します。

## (2) いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行います。

## (3) 市長等への報告及び公表

教育委員会は、市長へ調査結果を説明します。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容も説明します。また、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。

また、調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、対象児童生徒・保護者の意向に基づいて判断しますが、個人情報保護法や上尾市情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましいです。

そのため、対象児童生徒・保護者への調査結果の説明をする際に、公表についての意向を確認することが必要であり、その意向を「保護者面談記録」に記録します。

調査報告書の公表については、教育委員会が、下に示す指針に基づいて、市長部局と連携して行います。

1. 上尾市教育委員会のホームページに公表（原則公表日より6か月）及び報道機関に資料提供を行う。
2. 個人等が特定できない形とする。

報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒およびそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、事前に調査結果を報告することが望まれます。事前に調査結果とともに、再発防止策を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、学校に対する不信を生む可能性があります。

## 10 重大事態調査の対応における個人情報保護

- 令和5年4月に施行された改正個人情報保護法に基づいて対応する。
- 対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。
- 調査報告書の公表を行う場合には、個人等が特定できないよう適切に整理する。

### (1) 個人情報保護法に基づく基本的な対応

重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、学校において、個人情報保護法の規定に基づいて対応します。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・破棄等も適切に行います。

### (2) 調査報告書の提示・提供について

法28条第2項は「重大事態調査を行ったときは、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及び保護者に提供する」ことを求めています。これに基づいて、調査報告書の内容を対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行います。

### (3) 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係

公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理した上で、公表を行います。その際は、個人情報保護法及び上尾市情報公開条例に基づいて対応します。

公表に際しても、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に確認をとることが必要です。

## 11 調査結果を踏まえた対応

- 学校は、調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を継続する。
- 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習支援や登校支援を行う。
- 学校は、いじめを行った児童生徒に対して、必要な指導及び支援を行う。
- 調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底等、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

### (1) 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや、安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行います。

不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を継続します。

事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合があります、その場合は、進級や進学、転学の際にも継続的に配慮するとともに、学校間で適切に引継ぎを行い、継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要です。その際には、指導要録や「児童生徒支援シート」を活用して情報共有を図ることが考えられます。

これらの支援において、教育委員会は、学校の対応を把握し、積極的に指導・助言及び支援に関わります。

また、いじめを行った児童生徒に対しては、保護者とも協力しながら、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行います。また、必要に応じて、当該児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により適切な支援を行うことや、福祉に関する相談・支援を要する場合における子ども家庭総合支援センターなど、首長部局と連携し、関係機関等による支援につなげます。

このように、いじめを行った児童生徒に対して、保護者の協力を得ながら、個別に指導を行い、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。また、事案の内容やいじめの状況を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する懲戒を検討するとともに、教育委員会においては、出席停止措置の活用も検討します。

## (2) 調査報告書で提言された再発防止策の実施

調査報告書において記載した再発防止策は具現化されないと意味がありません。調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底等、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組みます。

## (3) 調査後に教育委員会において検討を要する事項

事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、教育委員会が聴取等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば埼玉県教育委員会へ内申を検討します。

## 12 地方公共団体の長による再調査

○重大事態調査の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分である場合、市長が再調査を判断する。

### (1) 再調査の概要

再調査を行うか否かについては、調査報告を受けた市長が、当該重大事態への対

処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときに行います。

再調査を行う必要があると考えられる場合としては、次のようなものが挙げられます。

- ①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合
- ②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③調査組織の構成について、市長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

## (2) 再調査の進め方

再調査においては、対象児童生徒・保護者が所見書を提出されている場合はその内容も踏まえつつ、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理します。また、教育委員会は文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。

## (3) 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応

再調査結果を取りまとめた後は、本マニュアル 10「調査結果の説明・公表」を参考にして、対象児童生徒・保護者、いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行います。また、調査報告書及び再調査報告書を踏まえて、当該事案の対処や再発防止の取組を行います。

なお、再調査を実施した場合は、市長は、その結果を議会に報告します。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、適切に判断します。また、教育委員会は、文部科学省に再調査報告書を提供します。

## 13 関係機関との連携について

いじめの重大事態、特に生命・心身財産重大事態の事案については、犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定されます。そのような事案については、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要となります。

いじめへの対応については、いじめの重大事態であるか否かにかかわらず、その解消に向けては、警察や児童相談所等の関係機関、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要です。



## 14 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

### (1) 初期対応について

児童生徒の死亡事案が発生した場合には、速やかな事実確認と遺族への丁寧な関わりと教育委員会への報告を、役割分担しながら、同時に冷静に初期対応を行うことが大切です。

また、スクールカウンセラーによる児童生徒支援や学校支援については、市教育委員会と相談の上、市教育センターに連絡してください。

原因がいじめによるものか否かに関わらず、児童生徒の自殺については、以下の調査を行う必要があります。

ア 上尾市立〇〇小（中学校）における基本調査に関する確認事項について

イ 生徒指導関係調査項目（プロフィール）

### (2) 外部への説明について

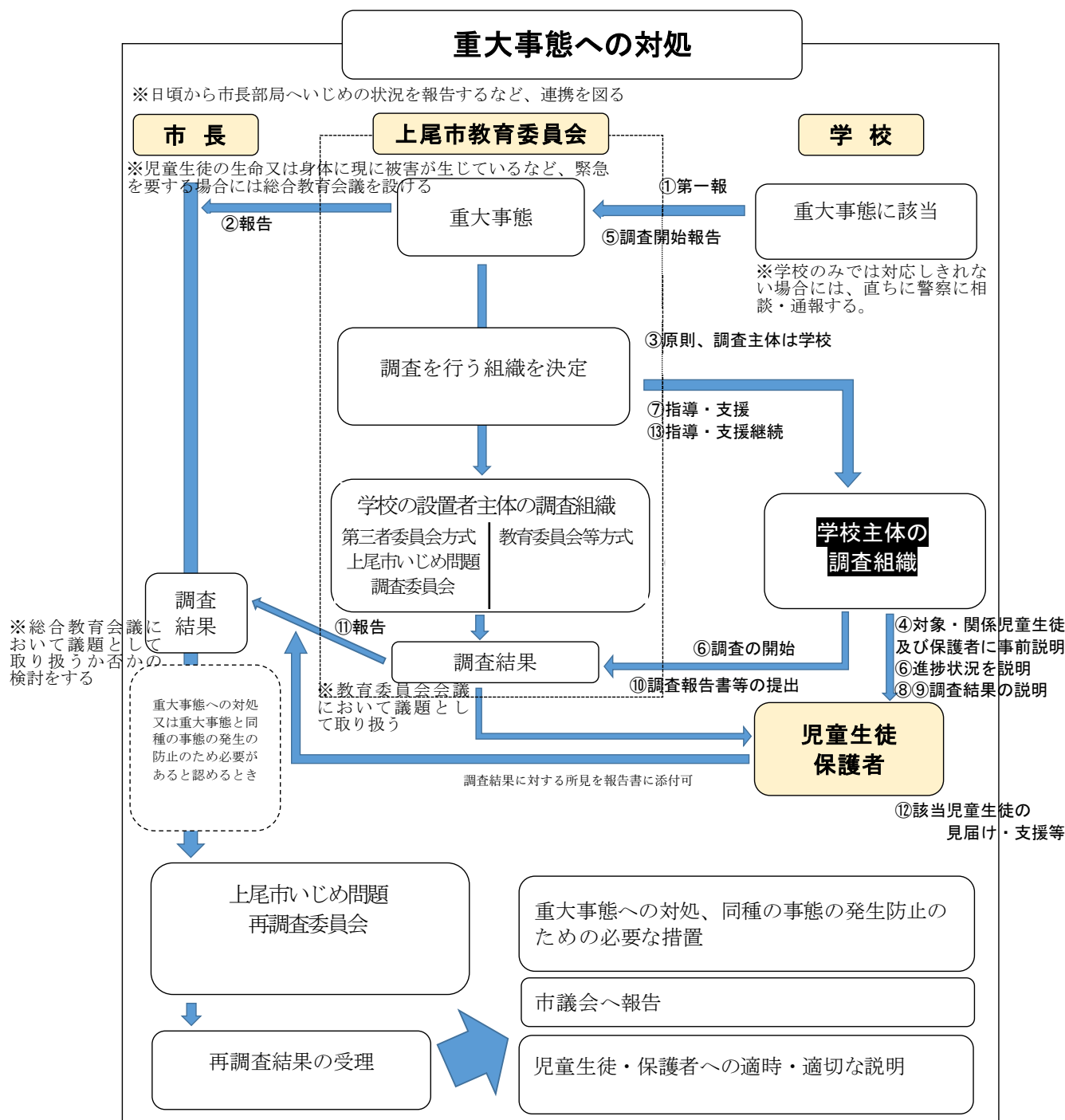
自殺事案において、その事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族からの了解をとるよう努めます。

遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、「事故死であった」「転校した」などと説明することは、学校が嘘をつくことになり、児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う必要があります。

保護者、記者会見など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝える必要があります。その際、配布資料等、文書として外部に出す場合には、事前に文案の了解をとるよう努めます。

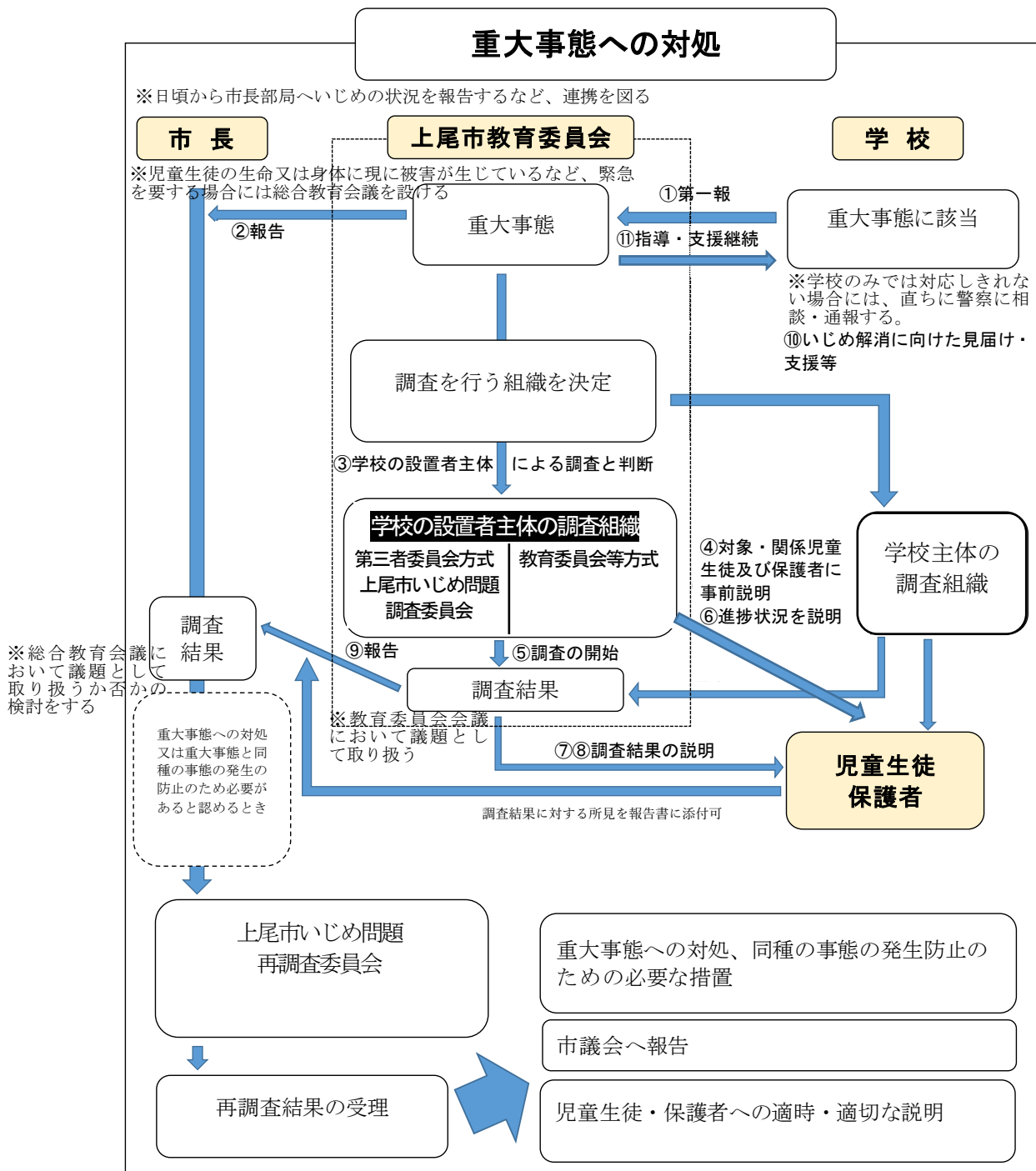
15 いじめの重大事態対応フロー図

【学校主体の調査組織による対応フロー】



学校	教育委員会	市長
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極的に相談・通報を行う。</p> </div> <p>③市では、原則、調査の主体は学校と定めているため、各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチームにおいて、対応の方針を定める。</p> <p>④対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る事前説明・確認を行う。</p> <p>⑤調査開始日を教育委員会へ報告する。</p> <p>⑥調査を開始する。組織的に対応するためにも、定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。</p> <p>⑧調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明を行う。なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑨いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。</p> <p>⑩対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査報告書と保護者面談記録を教育委員会に提出する。</p> <p>⑫いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低3か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>②市長報告を行う。</p> <p>※児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を設ける。</p> <p>⑦学校と密に連絡をとり、調査状況を把握するとともに、指導を行いながら、いじめ解消に向けて支援する。(学校を支援する。)</p> <p>⑪調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。 ・教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p> <p>⑬連携しながらいじめ解消に向けて指導・支援を継続する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の発生について報告を受ける。</p> <p>・教育委員会から、いじめ重大事態の調査が完了したことについての報告を受ける。 ・総合教育会議において調査報告を議題として取り扱うか否かの検討をする。 ・更なる調査等が必要と認めたときは市長が設置した附属機関等が再調査を行う。 ・再調査終了後、該当児童生徒及び保護者へ説明を行う。併せて、市議会へ報告する。</p>

【学校の設置者主体の調査組織による対応フロー】



学校	教育委員会	市長
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れる。</p> <div data-bbox="240 405 536 792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極的に相談・通報を行う。</p> </div> <div data-bbox="240 824 536 913" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>該当児童生徒への継続的な見届け・支援等</b></p> </div> <div data-bbox="240 925 268 1989" style="border-left: 2px solid black; border-bottom: 2px solid black; height: 475px; margin-left: 5px;"> </div> <p>⑩いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低3か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>②市長報告を行う。</p> <div data-bbox="564 472 1355 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を設ける。</p> </div> <p>③調査組織を決定し、対応の方針を定める。</p> <p>④対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る事前説明・確認を行う。</p> <p>⑤調査を開始する。</p> <p>⑥組織的に対応するためにも、定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。</p> <p>⑦調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明を行う。なお、その際、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑧いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。</p> <p>⑨対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p> <p>⑪連携しながらいじめ解消に向けて指導・支援を継続する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の発生について報告を受ける。</p> <p>・教育委員会から、いじめ重大事態の調査が完了したことについての報告を受ける。 ・総合教育会議において調査報告を議題として取り扱うか否かの検討をする。 ・更なる調査等が必要と認めたときは市長が設置した附属機関等が再調査を行う。 ・再調査終了後、該当児童生徒及び保護者へ説明を行う。併せて、市議会へ報告する。</p>



版数	発行日	改訂内容
第1版	令和5年8月	初版発行
第2版	令和6年2月	・必要に応じて、警察へ相談・通報することを記載 ・総合教育会議において議題として取り扱うか検討することについて記載
第3版	令和7年1月	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (文部科学省 令和6年8月改訂版)を踏まえて改訂